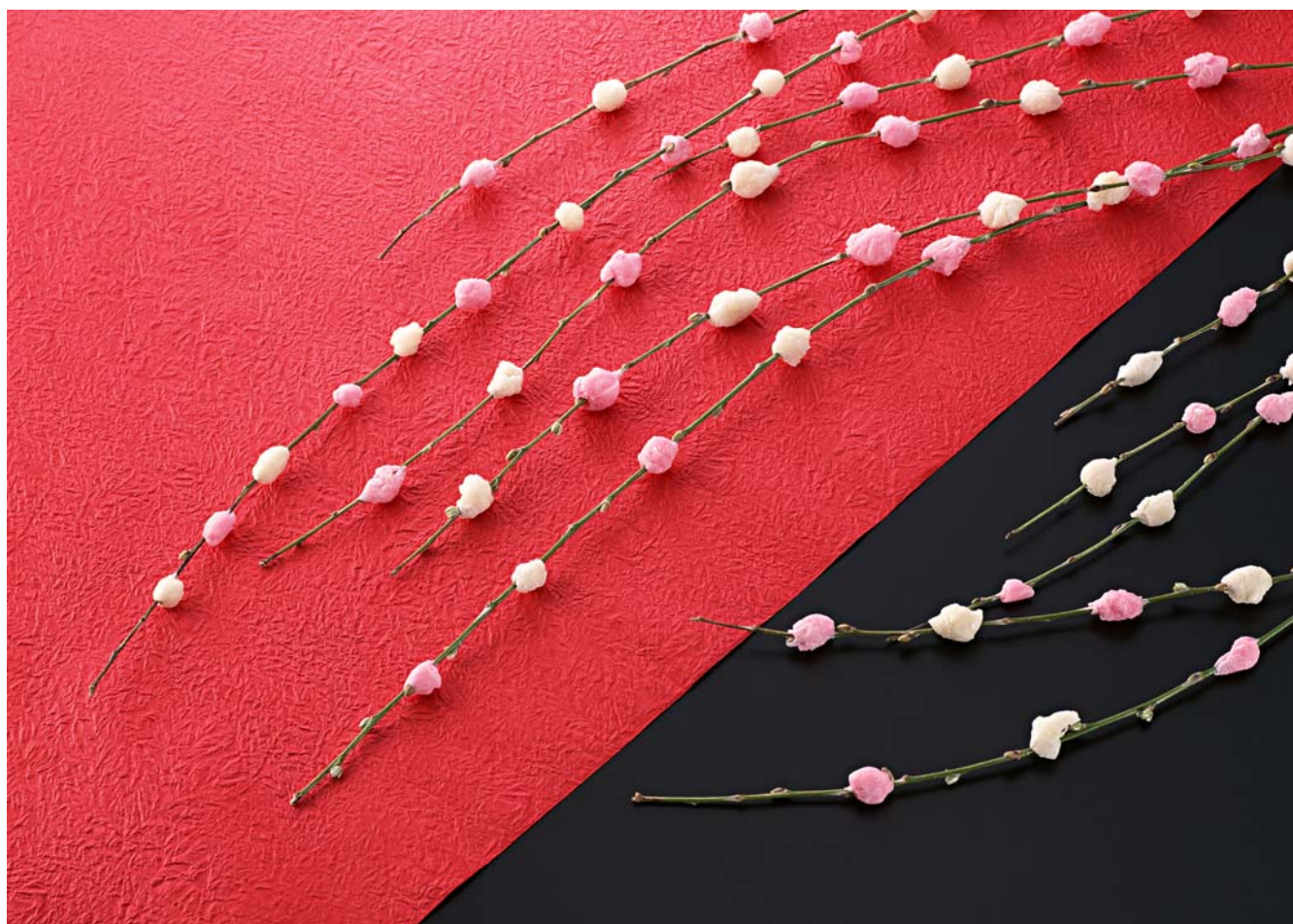


FMCだより

1
2011

あけましておめでとうございます。
さあ、新しい年の幕開けです。気持ちも新たに今年もがんばりたいと思
います。本年も宜しくお願いいたします。
掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽にお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830



医療費控除の対象となるもの、ならないもの

新しい年を迎えると、個人の確定申告に関するご相談をよく受けます。特によく受ける相談として「これは、医療費控除の対象となりますか？」というものがあります。医療費控除の対象となるもの、ならないものの判断に迷われる方が多くいらっしゃるようです。

そこで今回は、確定申告時期に向けて、多くの方々が気になる「医療費控除」の対象となるもの、ならないものについて、お届けしたいと思います。

医療費控除とは

自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、その医療費の合計額が10万円（※）を超える場合には、その超える部分の金額（上限200万円）を所得金額から控除することができます。これを「医療費控除」といいます（所法73）。

この場合の家族とは、お財布（生活費）が一緒の配偶者その他の親族に係る医療費を指します。たとえばご自身の両親に係る医療費を負担した場合であっても、お財布が別であれば、その医療費はご自身の医療費控除の対象とはならない点に注意を要します。

また、医療費控除の対象となる医療費とは、診療費、薬代、入院費などを指しますが、具体的にどのようなものが対象となるか、よくお問い合わせをいただく費用を次にまとめてみましたので、ご参照ください。

医療費控除の対象となるものならないもの

支払ったもの	判定（対象となる⇒○、対象とならない⇒×）
ドラッグストアで購入した風邪薬代	○
疲労回復、健康増進のためのサプリメント代	×
おむつ代	寝たきりの場合は○（書類が必要です）
入院時のシーツクリーニング代、手術着代	○
差額ベッド代（特別室代）	病状によるもの等一定の事由は○
入院中に外泊許可を受けたときの帰宅旅費	×
要介護認定者のショートステイ利用料	介護保険給付対象に係る自己負担額は○
車通院のためのガソリン代、高速代、駐車場代	×（公共交通機関利用の交通費は○）
健康保険組合から受取った「出産育児一時金」	支払った医療費から差し引きます

医療費控除として、所得金額から控除できれば、その分支払う税金が安くなります。次のページには、家族分の医療費をまとめるシートをご用意しました。医療費を支払った場合には、このシートで算定してみましょう。シートへ記入する際は、各人毎に病院別に領収書をまとめて記入すると手間が少なく済みます。こちらで算定してシート内のAからBを差し引いた金額が10万円（※）を超える場合には、医療費控除について確定申告をすると税金が安くなりますので、検討してみてください。

なお、確定申告をする場合には、医療費控除の対象とした医療費に係る領収書等が必要です。まず、家中の領収書等をかき集めることから始めましょう。

（※）所得金額の5%相当額が10万円より少ない場合には、10万円を「所得金額の5%相当額」と読み替えます。

平成22年分 医療費の明細書

住所 _____
氏名 _____

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や 社会保険などで 補てんされる金額
			治療内容・ 医療品名等	支払った 医療費	
				円	円
合 計				A	B

(切り取り線) こちらで切り取っていただければ、そのまま医療費の明細書の一部として利用できます。

なお、次の費用について医療費控除の対象とする場合は、医療費の領収書とともに次の書類の添付が必要です。

○市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用 ⇒「在宅介護費用証明書」

○寝たきりの人のおむつ代 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 医師が発行した「おむつ使用証明書」
※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

○温泉利用型健康増進施設の利用料金 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 「温泉療養証明書」

○指定運動療法施設の利用料金 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 「運動療法実施証明書」

○ストマ用装具の購入費用 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 「ストマ用装具使用証明書」

○B型肝炎ワクチンの摂取費用 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 医師の診断書（B型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）

○白内障等の治療に必要なめがねの購入費用 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 処方箋（医師が、白内障等の一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）。



労務情報

就職氷河期に対応し、 既卒者採用のために創設された 二つの助成金

平成22年3月に4年制大学を卒業した学生の就職率が60.8%（前年比△7.6ポイント 平成22年8月5日現在）となり、新卒者の就職難が社会問題となっています。厚生労働省ではそのような現状を受け、平成22年9月24日に「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」および「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」という二つの助成金制度を創設しました。以下ではこれらの概要について解説します。

①3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

大学等卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人をハローワークまたは新卒応援ハローワーク（以下「ハローワーク等」という）に提出し、その紹介により、既卒者を正規雇用する事業主に支給

【支給対象事業主】

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人をハローワーク等の紹介により正規雇用として雇い入れた事業主

【支給額】

正規雇用での雇い入れから6ヶ月経過後に100万円（同一事業所1回限り）

②3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

既卒者トライアル求人をハローワーク等に提出し、その紹介により、原則3ヶ月間の有期雇用として未内定新卒者を雇い入れ、その後に正規雇用へ移行させた事業主に支給

【未内定新卒者の条件】

- ・平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定の者（平成22年度の新規学卒者については、卒業日以降にこの制度が利用できる）
- ・卒業後安定した職業に就いた経験がない者（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者）
- ・40歳未満の者
- ・ハローワーク等に求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者

【支給額】

有期雇用期間（原則3ヶ月）	対象者1人につき10万円／月（最大30万円）
有期雇用終了後	対象者1人につき50万円（雇入れから3ヶ月経過後）

※有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります

これらの奨励金は、ハローワーク等を通じて求人を行い、その紹介で採用することが支給要件となっていますので、若年層の社員採用を予定する企業においては、ハローワーク等へも求職登録を行い活用したいものです。





経営情報

フリーターを正社員として採用する時のポイント

貴社が正社員を募集しているとき、フリーターからの応募がありました。貴社はどのような対応を取るでしょうか。書類選考で不採用にする、面接を行い採否を決める、などの対応がありますが、採用する場合には何を重視するでしょうか。

ここでは、厚生労働省が平成22年9月に発表した調査結果（*）から、フリーターを正社員に採用する場合、どのような態度や能力を身につけていたら採用するのか、についてみていきます。

調査対象の約90%がフリーターを採用する場合があると回答

まず上記調査結果によると、調査対象事業所のうちフリーターが正社員の求人に応募してきた際に、「採用する場合がある」とした割合は87.5%となっています。一方、「採用しない」とした割合は8.1%でした。

次にこの87.5%の事業所に、フリーターを正社員に採用する場合のポイント（どのような態度や能力を身につけていたら採用するのか）を聞いた結果をみていきます。

採用側がみるのは「職業意識・勤労意欲」、「マナー・社会常識」

フリーターを正社員として採用するには、「職業意識・勤労意欲」、「マナー・社会常識」を身につけていることを重要視する事業所が概ね半数以上あることがわかります。フリーターという立場で働いていた人に対して、本当に正社員として働く気持ちがあるのか、社会人としてのマナーや社会常識は持ち合わせているのか、を気にするのは、採用する側として当然のことといえましょう。

その他、「組織への適応性」、「コミュニケーション能力」、「業務に役立つ専門知識や技能」などを身につけていることを重要視する割合も20%を超えています。

中途社員採用の場合、一般的に業務経験や専門知識・技能などがより重視されがちですが、フリーターを正社員として採用するとすると、それよりもまず、社会人としての職業意識や常識を持ち合わせていることがポイントと考える事業所が多いことがわかります。

少子化の進展による若年労働者の減少によって、今後、若い人材を確保するにはフリーターを採用するという企業が増加していくものと思われます。フリーターを採用する可能性のある企業は、採用基準はもちろんです、入社後の教育プラン等についてもきちんと決めておくことが大切になってくるでしょう。

フリーターがどのような態度、能力を身につけていたときに採用するか（3つまでの複数回答、単位：％）

職業意識・勤労意欲	62.4
マナー・社会常識	49.7
組織への適応性	29.6
コミュニケーション能力	21.2
業務に役立つ職業経験	20.9
業務に役立つ専門知識や技能	20.7
業務に役立つ資格や免許	18.3
チャレンジ精神	16.0
遵法精神・コンプライアンス意識	5.5
柔軟な発想	4.1
その他	1.4
豊富な人脈	0.9
語学力	0.4

厚生労働省「平成21年若年者雇用実態調査結果の概況」より作成

（*）「平成21年若年者雇用実態調査結果の概況」

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく次の16大産業の事業所を対象にした調査。調査対象数は16,886事業所、有効回答数9,457事業所、有効回答率は56.0%となっています。なお、ここでのフリーターは「家業（自営・農業等）、通学または家事のいずれも行っていない15～34歳の者で、かつ、当該事業所への応募前の1年間に、就職はしていたが、勤め先の呼称がアルバイトまたはパートである者」をいいます。詳細は以下の厚生労働省のサイトでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/young/h21/index.html>



医療情報

外来患者さんの 診察時間に対する満足度

病院などの待ち時間の長さや診察時間の短さを例えて、「3時間待ち、3分診療」などといわれることがあります。外来患者さんが満足する診察時間は一体、どのくらいなのでしょう。

ここでは厚生労働省の統計調査（＊）から、外来患者さんの診察時間に対する満足度に関するデータを紹介します。

3分未満でも不満な割合は低い

右表をみると、外来患者さんが満足する割合が50%を超えるのは10分～20分未満の診察時間となっています。診察時間が10分以上になると、満足する割合が50%を超えることがわかります。

ただし、3分～10分未満の診察時間でも、48.4%が満足と回答しています。さらに3分未満であっても、満足する割合が33.4%なのに対し、不満とする割合は19.1%と低くなっています。

外来患者の診察時間に対する満足度（単位：％）

	3分未満	3分～10分未満	10分～20分未満	20分～30分未満	30分以上
満足	33.4	48.4	58.7	56.2	55.0
ふつう	41.5	38.0	29.5	29.1	28.8
不満	19.1	7.9	4.4	5.1	6.7
その他	0.4	0.3	0.2	0.3	0.6
無回答	5.6	5.3	7.2	9.4	9.0

厚生労働省「平成20年受療行動調査」より作成

3分未満の満足度を詳しくみると

次に、3分未満の診察時間に対する満足度を詳しくみるために、年齢階級別に3分～10分未満の場合の満足度と比較してみます。

3分未満の診察時間の場合、どの年齢階級でも不満とする割合が10%を超えています。特に15～39歳、40～64歳では20%を超えています。

ところが、3分～10分未満になると不満とする割合は低下し、すべての年齢階級で10%を割り込みます。さらに満足する割合も、すべての年齢階級で3分未満に比べて15%程度高くなっています。

年齢階級別診察時間が3分未満と3分～10分未満の場合の満足度の違い（単位：％）

年齢階級	診察時間	満足	ふつう	不満	その他	無回答
0～14	3分未満	40.9	42.6	12.9	0.3	3.3
	3分～10分未満	55.5	36.0	5.1	0.4	3.0
15～39	3分未満	30.0	44.8	22.4	0.4	2.4
	3分～10分未満	45.0	43.3	9.4	0.3	2.1
40～64	3分未満	30.4	44.7	20.8	0.4	3.7
	3分～10分未満	45.6	42.0	8.7	0.3	3.5
65～74	3分未満	34.2	39.4	18.2	0.5	7.7
	3分～10分未満	49.4	35.2	8.4	0.2	6.8
75歳以上	3分未満	38.4	35.0	16.6	0.4	9.6
	3分～10分未満	51.3	33.3	6.4	0.3	8.8

厚生労働省「平成20年受療行動調査」より作成

患者さんの満足度を高めるには、診察時間はもちろん診察内容が大切なのはいうまでもありません。また医療機関にとっては、一人ひとりの患者さんの診察時間を長くすれば、他の患者さんの待ち時間が長くなってしまうというジレンマもありますが、満足度向上の一つの目安として、こうした数字も知っておいてはいかがでしょうか。

（＊）平成20年受療行動調査

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者さんを調査の客体としています。調査は平成20年10月21日（火）～23日（木）の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日に実施。外来患者さんの調査表回収数は102,674、有効回答数は100,946となっています。

詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/34-17.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2011年1月

お仕事備忘録

1. 固定資産税の償却資産に関する申告

2. 個人の県民税・市町村民税の納付(第4期分)

3. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

4. 各種法定調書の提出と支払先への送付

5. 新年の参拝と挨拶回り

6. 年間カレンダーの作成

7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス



1. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、申告する必要があります。申告税金については、提出した市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に通知されます。

2. 個人の県民税・市町村民税の納付(第4期分)

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付期限です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれの無いようにしましょう。

3. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認してください。期限は本年最初の給与支払日の前日です。今年から記載内容が一部改訂されています。給与計算にも影響がある部分ですので、間違いのないように確認をしましょう。

また、昨年の給与についての源泉徴収票を交付します。

4. 各種法定調書の提出と支払先への送付

毎年1月は各種法定調書の提出期限です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書に税務署や市町村への提出の要件が定められていますので、税務署から送付される説明書等を確認の上で事務を進めましょう。法定調書の合計表には、税務署等への提出要件に該当するものが無い場合でも、支払があれば該当欄にその金額等を記入します。

5. 新年の参拝と挨拶回り

会社によっては、初出勤日に幹部等が新年の参拝等を実施しているようです。この場合、年末から予約をし、お布施を用意しておきます。

また、年始の挨拶回りをする際、手土産などが必要であれば事前に準備をします。逆に挨拶に来られた方に対するお茶やお屠蘇などの準備も、万全にしておきましょう。

6. 年間カレンダーの作成

定例会議や慰安旅行、健康診断など会社には毎年行われる様々な行事があります。これらの予定を関係部署と擦り合わせをし、年間カレンダーとしてまとめ社員に配布しましょう。また営業日等については取引先に配付するとよいでしょう。慰安旅行など大きな行事になると、幹部への確認、役員会決議などを待つこともあり時間がかかるものです。早めに行動することが大切です。

7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更等のあった先については、リストの修正を行います。

これらは「取引先台帳」等を利用した名簿管理を用いて、次の要領ですとよいでしょう。

- (1) 宛先不明で戻ってきた場合は、名簿を修正し再度住所確認。
- (2) 未送付先より届いたら、来年の送付名簿に追加し、速やかに返礼。
- (3) 住所、社名、肩書きの変更等の名簿修正。関係部署への連絡。



新年を迎えました。新しい年になり、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。漏れのないように計画的に業務を進めましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	土	先勝	元旦
2	日	友引	
3	月	先負	
4	火	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	水	先勝	
6	木	友引	小寒
7	金	先負	
8	土	仏滅	
9	日	大安	
10	月	赤口	成人の日
11	火	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	水	友引	
13	木	先負	
14	金	仏滅	
15	土	大安	
16	日	赤口	
17	月	先勝	
18	火	友引	
19	水	先負	
20	木	仏滅	大寒 ●源泉所得税の特例納付（2010年7月～12月分）
21	金	大安	
22	土	赤口	
23	日	先勝	
24	月	友引	
25	火	先負	
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先勝	
30	日	友引	
31	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の10月から12月分の労災事故について報告） ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の提出 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付 ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで